

## 「小樽市学校施設長寿命化計画(案)」に対して提出された意見等の概要及び市の考え方等

|                      |     |
|----------------------|-----|
| 1 意見等の提出者数           | 3人  |
| 2 意見等の件数             | 24件 |
| 3 上記2のうち計画等の案を修正した件数 | 4件  |
| 4 意見等の概要及び市の考え方      |     |

| No. | 意見等の概要   | 市の考え方等  |
|-----|--|---|
| 1   | 最近、データ改竄品のような不正な建築材の使用、工事自体の不正、改竄データの提出など、気になる話題を聞きます。長寿命化改修等の工事が発注通りに行われているかの監視体制が、計画の中に見られなかったことに、少し不安を感じました。  | 小中学校を含めた本市の建設工事につきましては、小樽市契約規則に基づき、入札、契約、監督及び検査を定められた方法で適切に行っております。   |
| 2   | 改修、改造等は、現に使用されている校舎で行われますが、工事中、授業等の学校業務はどのように行われ、業務に支障等はないのかと思いました。休工中に児童・生徒が誤って侵入したり、工事中のダストや揮発性有機溶剤が学校内に充満したりしないか等、その辺りの対策や対策費がどのようになっているのかが、計画からは分らなかったように思いました。                      | 改修等の工事を行う場合は着工前に学校側と入念な打合せを行って進めております。工事期間中は授業等に支障が生じないよう、大きな騒音が発生する工程は夏・冬休みなどの期間に行ったり、工事が行われている部分と学校が使用している部分に仮間仕切壁を設ける等の配慮に加え、施工業者に施工計画書を作成してもらい事前に市の監督員や学校側の了承を得たうえで施工しています。<br>また、施工・完工時において、換気及びベイクアウト(※)等を行いVOCの低減を図るほか、施工前、施工完了時には室内空気中の化学物質の濃度を測定し、厚生労働省の定めた室内濃度指針値以下であることを確認しております。<br><br>※ベイクアウト:密閉した室の室温を30℃前後まで上昇させ、建材等のVOCを一気に発散させ排出する方法。 |
| 3   | 様々な環境問題が顕在化しています。予防保全のため、ある程度の回数の短期的な工事が行われるので、極力再使用、リサイクルできる建材や工法を使う方が良いと思いますが、計画に触れられていなかったもので残念に思いました。  | 現状、学校施設の建築工事におけるリサイクル建材の使用はほぼありませんが、閉校になった学校で再利用できる設備・備品等があれば、限られた予算もあり、極力再利用するよう努めております。   |
| 4   | 設備(トイレ、照明、設備機器など)の整備項目に、無線LANと空調設備がありました。電波に暴露すると危険な人の安全確保や、冷房による冷え症の対策などは、当然行われると思います。しかし、他表で「揮発性有機化合物に配慮した家具及び建材の使用」のような表現があったのに、無線LANと空調機器に関し、特に配慮を想像する用語が文章中に見られなかったもので、少し不安には思いました。 | 無線LANに関しては総務省総合通信局「無線設備の電波防護指針への適合性調査の報告書」、環境省「身のまわりの電磁界について」等で「無線LANは微弱な電波なので、健康被害は報告されていない。」(携帯電話基地局と比較すると、空中線電力で1/1000以下である。携帯電話の電界強度は、電波防護指針の1/10以下であり無線LANは携帯電話より影響が少ないと推測される。)とされていることから特に注記等は行いませんでした。空調設備に関する冷え症の対策に関しては学校の運用面での対応が相応しいと考えておりますので、御理解いただきたいと考えております。  |
| 5   | 適宜の計画見直しは私も必要だと思います。ただ、予算削減のために、計画より劣悪な建材や工法に変更する等のような事がないか、そのような事が可能な計画ではないかと言う心配を感じました。  | 建材や工法の指定については工事発注時に特記仕様書等で行われております。本計画は中長期に渡ることから、その時々即した計画であるべきと考えており、5年毎の見直しを想定しているものです。  |
| 6   | 本計画の管掌部署を背表紙に明記すること。さらに、連絡先としてメールアドレスを示すこと。(参考)第6期小樽市障害福祉計画の背表紙にようにすること。   | いただいた御意見を踏まえ、本市の他の計画と同様に、背表紙に必要な事項を追記しました。  |

| No. | 意見等の概要   | 市の考え方等  |
|-----|--|---|
| 7   | 表番号、表名は表の上に記載し、さらにアンダーラインを引くこと。図番号、図名は図の下に記載しさらにアンダーラインを引くこと。  | いただいた御意見については、日本工業規格の「日本語文書の組版方法」等で定められておりますが、本計画の文章構成上、また、本計画が主に市のホームページ上で閲覧されることを想定していることから、画面上で読みやすいように表、図とも上段に表記しておりますので、御理解いただきたいと考えております。   |
| 8   | P2 図1-1 道が定める計画などに準拠する必要はないのか？   | 公立学校施設の長寿命化計画は「文部科学省インフラ長寿命化計画(行動計画)」に基づき、公立学校施設管理者である北海道や小樽市のそれぞれが策定対象となっているものです。  |
| 9   | P2 図1-1 国の各種計画から小樽市の各種計画に対して右向きの矢印が示されているが、この矢印の先が小樽市公共施設等総合管理計画であるのはおかしくないか。解説書の策定時期はH29.3であり、小樽市公共施設等総合管理計画の策定時期はそれ以前のH28.12であり、矛盾を感じる。  | 図1-1の国の各種計画等をひとまとめに記載している部分について、いただいた御意見を踏まえ、①「インフラ長寿命化基本計画」と②「文部科学省インフラ長寿命化計画」、「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」、「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」の2つに分けた記載に訂正しました。<br>なお、右向きの矢印に関しましても、①が「小樽市公共施設等総合管理計画」へ、②が「小樽市学校施設長寿命化計画」に向かう矢印へと訂正しました。 |
| 10  | P2 図1-1 今回策定する小樽市学校施設長寿命化計画に対して手引きと解説書のボックスから右矢印を配置した方が分かりやすい。   |   |
| 11  | 2頁において「小樽市立小中学校 学校規模・学校配置適正化基本計画」が見直し、3頁においては進捗などに応じて適宜見直しとある。さらに図1-1においては策定時期がH21.11とある。図1-1においてはこの基本計画が見直し中であることを示し、さらに「相互に関係」は「相互に適宜見直し」などとした方がよい。  | 頁2、3において「小樽市立小中学校 学校規模・学校配置適正化基本計画」についての「見直し」に関する記載がありますが、一般的には、他の計画等においても必要に応じて適宜の見直しが行われます。<br>また、図1-1につきましては、各計画の関連性を分かりやすく示すため、名称と関係性を位置付けたものです。  |
| 12  | P15 図3-4 の推計値は本計画の最終年度である令和12年まで示した方がよい。   | 図3-4に関しては、直近の令和元年度に出生した子が、小学校に入学する令和8年度までの推計データを参考資料として掲載したものです。  |
| 13  | 1頁に本計画の目的はトータルコストの縮減及び予算の平準化とあり、いくつかの案の比較が39頁表4-7に示されるが、トータルコストについては今後40年を対象としている。計画期間は10年間とあるが、重要な意思決定項目であるトータルコストについては40年を対象としているということである。まずは、このレベルでの矛盾相当の記載を見直すべきである。   | 頁39 表4-7に示した今後40年間の維持更新費用につきましては、文部科学省「学校施設の長寿命計画策定に係る解説書」付属ソフトを活用して試算し、計画期間については、「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引」より、小樽市の学校施設の実情を踏まえ、10年を見据えた計画としております。   |
| 14  | 40年間でトータルコストを算出する必要がある場合、児童生徒数の推計値についても令和42年度まで示し、この時期にどんなことが起こりうるかを示し、全体の論理の検証が必要である。例えば令和元年度の出生数450人が今後15年続いた場合、児童生徒数の合計は4050人であり、令和2年5月1日時点の617人の2/3になる。つまり少なくとも15年後には学校の規模は2/3以下となる。よって全学校に対して長寿命化改修を行うのは不要ということである。 | 学校施設の規模・配置については、「小樽市立小中学校 学校規模・学校配置適正化基本計画」を見直し、改めて将来を見据えた学校再編の基本的な考え方について検討を進めることとしています。今後、学校の適正な配置についての新たな考え方がまとまるなど、計画の見直しが進んだ場合には、本計画の修正の必要性を含めて検討することとしています。   |

| No. | 意見等の概要   | 市の考え方等  |
|-----|--|---|
| 15  | <p>1頁に示される本計画の目的であるトータルコストの縮減及び予算の平準化を計画するにあたり、各種計画を過去5年間の学校施設関連経費と比較することに全く意味がないし、その妥当性も示されていない。過去10年間ではなぜいけないのかという疑問すら浮かぶ。結果的には長寿命化型(パターン2)の今後10年間の平均年間経費が、過去5年間の平均年間経費に近いことを理由に最適な案であると説明しているだけである。過去5年間の数値に拘わらず、トータルコストの最適解をきちんと示すのが正しい計画である。</p>                          | <p>過去の学校施設関連経費については、「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」に基づき、過去5年間の平均費用を算出しております。</p> <p>また、解説書付属ソフトを活用し、対象建物や基本情報、学校施設に係るコストを直近5年分入力することで、今後の維持・更新コストについて算出される仕組みとなっております。</p> <p>なお、過去の学校施設関連経費の実績値と本計画における「今後の維持・更新コスト」の試算値を比較することは、将来においてどの程度の財政負担が見込まれるかを示す上で、有効な目安となりうるものと考えております。</p> |
| 16  | <p>上記と同じ理由により、図3-6、図3-7、図3-9の過去の施設関連経費と各案との倍率は不要である。</p>   |   |
| 17  | <p>コスト試算条件にエクセルソフトとあるが特定の商品名を示すのはおかしい。「試算ソフトウェア」で十分意味が通じる。</p>   | <p>特定の商品名が示されることはふさわしくないことから、「表計算ソフト」と訂正しました。</p>   |
| 18  | <p>P27、P28 表3-8 の説明文が必要である。例えばグループ1がないこと、耐震性能とグループがピンク色の施設に耐震改修を行うことが重要な結果であることを明記すべき。さらに、グループ2のピンク色と黄色の凡例を示すこと。</p>   | <p>頁26の下段に表3-8及び3-9についての凡例等を追記することとしました。</p>  |
| 19  | <p>ICT環境の整備について、4頁に第7次小樽市総合計画の対応する施策の内容が記述されているが、これに対応したICT環境の整備が不十分である。次のように記載が必要である。</p> <p>(1)全児童生徒向け情報端末(ノート PC スマホなど)とOSの定期的更新</p> <p>(2)第7次小樽市総合計画に示される情報活用能力などを育てるためのソフトウェアの導入</p> <p>(3)withコロナを配慮してオンライン授業、e-learningを定着させるための共通サーバー及びソフトウェア、コンテンツの導入と教育ネットワークの構築</p> | <p>本計画の上位計画である「第7次小樽市総合計画」では、学校教育としての現状と課題からハード・ソフトの両面に係る施策を集約しておりますが、本計画は、ハード面の施設整備方針や水準等を決定することを目的としています。</p> <p>いただいた御意見につきましては、今後の教材整備の際の参考とさせていただきます。</p>  |
| 20  | <p>P40 ②長寿命化の実施による効果が3つ示されているが、安全性の確保を追記すべきである。</p>  | <p>文部科学省が示す、公立学校施設の老朽化対策において、安全性の確保が示されており、それを踏まえた上で、計画を策定しております。</p>   |
| 21  | <p>P40 ③長寿命化を図る際の課題に1学級あたりの生徒数を削減していく計画への対応を追記すべきではないか。</p>  | <p>児童生徒数の推移や、国や道の施策などといった社会動向については、頁40③長寿命化を図る際の課題 5の項目として考えております。</p>  |

| No. | 意見等の概要  | 市の考え方等  |
|-----|---|---|
| 22  | <p>忍路中央小学校と忍路中学校の施設に耐震改修を行うことになっているが、極めて生徒数が少ないことから、別案との比較などによる適正さを示してほしい。別案とは例えば、忍路中央小学校、忍路中学校を廃校にし、塩谷小学校、長橋中学校への無料スクールバスなどを運行するような案である。</p>   | <p>現在、学校の再編については、「小樽市立小中学校 学校規模・学校配置適正化基本計画」を見直し、改めて将来を見据えた学校再編の基本的な考え方について検討を進めることとしています。そのため、児童生徒の安全・安心な環境整備と、避難所としての機能強化を早期に図るため、学校再編とは切り離し、耐震化を進めることとしています。なお、今後、学校の適正な配置についての新たな考え方がまとまるなど、計画の見直しが進んだ場合には、計画の修正の必要性を含めて検討することとしています。</p> |
| 23  | <p>P29 「②日常点検や定期点検などを通じて学校施設の劣化状況を定期的に把握し、安全性確保や予想保全型の維持管理に努めます。」<br/>→学校保健安全法27条では、各学校が学校安全計画を策定することとしている。同条は安全点検や通学路の安全を主に定めているが、「その他学校における安全に関する事項」についての計画策定も求めている。したがって、計画案の上記記載について、「各学校が定める学校安全計画を実施することを通じて安全の確保を図る」旨を追加することが望ましい。その上で、教育委員会と連携をして、各学校における学校安全計画の整備・充実・更新を進めていくべきものと思われる。</p>  | <p>御意見のとおり、学校保健安全法第27条では安全点検や通学路の安全を主に定めております。教育委員会及び学校では、同条や他の法律等に関する施設や設備についての点検を定期的に実施するなど、学校の安全確保に努めております。</p>  |
| 24  | <p>P36～ 「4-4 学校施設整備の水準 (4)その他」<br/>→本計画は、市内の学校施設全体を対象として、施設設備の整備(主に維持)の今後の方針を定めるものと位置づけられる(2頁の図を見ると、施設設備に関する他の上位計画は見られない)。その際に、「(4)その他」にあるように、安全性の確保や、校舎以外の施設設備の適正な整備や修繕についても検討することは重要なことと思われる。とりわけ、学校の安全面について、国の法令上の基準はほとんど存在しないままである一方で、学校事故の件数は非常に多く、漸増が続いていることを鑑みると、各自治体において、その実情を踏まえて、学校安全のルール化を進めることが望ましい。しかし、計画案には「検討します」としか記載がなく、検討の方向性が書かれていない。この点に関して、この際、「学校施設設備の水準のあり方について全般的な検討をし、その結果も踏まえて長寿命化を進めていく」旨の記載を追加することが必要不可欠であると考え。計画には盛り込み難いであろうが、安全水準を条例・規則で定めることが望ましい。なお、あわせて、4-4の冒頭に「国の小中学校に係る施設整備指針等を参考に」とあるが、これについても、「国の小中学校に係る施設整備指針等を参考としつつ、本市における学校施設整備の水準のあり方に関する検討結果を踏まえて」との記載とすべきものと考え。</p> | <p>各学校の学校安全計画に基づき、学校では対物管理を実施する中で、老朽化などで施設に不具合がある場合には教育委員会と連携して対応していることから、御理解いただきたいと考えております。</p>  |

\* 同じ内容の意見が複数ある場合は、「意見等の概要」の最後に件数を記載してください。

\* 計画等の案を修正した場合は、「市の考え方等」の欄に修正箇所を併せて記載してください。